

# 北海道情報大学における学生の懲戒の取扱いに関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、学校法人電子開発学園北海道情報大学学則第59条及び北海道情報大学大学院学則第32条（以下「学則第59条及び大学院学則第32条」という。）に定める学生の懲戒の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (対象)

第2条 この規程の対象は、学校法人電子開発学園北海道情報大学学則第2章に規定する学部、課程及び大学院に所属する学生とする。

## (目的)

第3条 この規程は、学生の行った非違行為及びその他学内諸規定に違反し、学生の本分にもとる行為があった場合の懲戒の種類、区分、懲戒手続、発生防止の措置及び指導等について定め、北海道情報大学（以下「本学」という。）の安全かつ健全な教育環境の提供及び維持発展に寄与することを目的とする。

## (懲戒の種類及び意義)

第4条 学則第59条及び大学院学則第32条に規定する戒告、停学及び退学とは、それぞれ次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 戒告 学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により注意をすることをいう。
- (2) 停学 無期又は6か月以内の期限を付して、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止することをいう。
- (3) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させることをいう。

2 無期の停学の場合、当該学生の反省の度合い等を勘案の上、当該停学の解除の時期を決定する。

## (懲戒の標準)

第5条 懲戒の標準は、別表左欄に掲げる非違行為の区分及び同表中欄に掲げる非違行為の種類に応じて、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

2 学生部長（以下、通信教育部にあっては「通信教育部長」、大学院にあっては「研究科長」と読み替える。）は、別表に該当しない行為であっても、教育的措置として当該学生に対し、厳重注意を行うことができる。

## (懲戒手続)

第6条 非違行為をした学生に対する懲戒の要否及び懲戒の内容については、学部にあっては学生委員会（通信教育課程にあっては「通信教育委員会」、大学院にあっては「教務学生委員会」と読み替える。）での審議の後、学部教授会（大学院にあっては「研究科委員会」と読み替える。）の議を経て、学長が行う。

2 前項の懲戒処分は、学生（以下「処分学生」という。）及び保証人に処分内容を通知して行うものとする。

3 懲戒処分を行ったときは、処分内容を学長が指定する期間、学内（通信教育課程にあっては学長が指定する場所）に告示を掲示するものとする。ただし、第4条第1項第1号に定める戒告は除くものとする。

## (教育上必要な配慮)

第7条 学生部長は、処分学生に対し、教育上必要な配慮を行うものとする。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか学生の懲戒の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、学生委員会、通信教育委員会及び教務学生委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年10月2日から施行する。

別表（第5条関係）

## 懲戒の標準

区分	非違行為の種類	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強制性交等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学 又は戒告
	わいせつ行為、痴漢行為（覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学、停学 又は戒告
	ストーカー行為	退学、停学 又は戒告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は戒告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等及びその帮助行為の悪質な交通法規違反	停学又は戒告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は戒告
試験不正行為*	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為及び監督者の注意又は指示に従わなかった場合	停学又は戒告
学内での非違行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学 又は戒告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学 又は戒告
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は戒告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学 又は戒告
	セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに当たる行為	退学、停学 又は戒告
その他	本学の名誉と信用を失墜させる行為	退学、停学 又は戒告

\*試験不正行為に該当する行為をした学生に対しては、不正行為をした試験等を無効とする。